

対タイ経済協力計画

平成18年5月

目次

0. 要旨 ー改定にあたっての問題意識と今後の方向性ー	
(1) タイへの現状認識と問題意識	1
(2) 対タイ協力の方向性	1
1. 現状	
(1) タイの政治、経済、社会の変容	2
(2) 日タイ関係	4
(3) アジアの中のタイ	5
2. ODAを巡るタイの変化とドナーの動向	
(1) タイの変化	6
(2) 対タイ協力を巡る他ドナーの動向	7
(3) 我が国の動向	8
3. 対タイ協力の意義	
(1) 日タイ二国間関係の重要性	10
(2) 第三国支援のパートナー	10
4. 対タイ協力の方向性	
(1) 協力の基本姿勢	10
(2) 協力分野	12
5. 新しい協力を行うにあたっての留意点	
(1) 地域レベルでの現地機能強化	14
(2) 新たな共同協力の枠組み	15
(3) 意思決定の迅速化	15
(4) 草の根・人間の安全保障無償資金協力等の拡充	15
(別表) 我が国の対タイODA実績 (1991年度以降)	
(別添) 目標体系図	

0. 要旨 —改定にあたっての問題意識と今後の方向性—

(1) タイへの現状認識と問題意識

(イ) 現状認識

(a) 中進国へ

タイは現在、「国際競争力強化」と「内需拡大、草の根経済の底上げ」の2つの目的を等しく掲げる「車の両輪」政策（デュアル・トラック政策（dual track policy））を始め、多くの積極的な取組を実施し、様々な面で大きく変化している。経済的にも比較的高い成長率を維持し、近い将来、中進国入りする可能性が高い。

(b) 援助国化と「パートナーシップ」

ODAについても、タイは、自らを「エマージング・ドナー（新興援助国）」と称し被援助国から援助国への移行を進めるとともに、従来のドナーに対しては、協力関係のあり方を「援助」から「パートナーシップ」に基づくものに移行することを求めている。

(c) 地政学的重要性の高まり

タイは、ASEANの枠組み内だけでなく、南アジアも含めた近隣諸国さらにはアジア全体に対して様々な外交的イニシアティブを打ち出すなど、近年地域における存在感を強めている。我が国との関係も様々なレベルにおいて一層緊密化する傾向にあり、我が国にとっての重要性はさらに増大している。

(ロ) 問題意識

現在のタイは、「途上国から中進国へ」あるいは「被援助国から援助国へ」と、多くの面で変化ないし発展してゆく過渡期にある。このように経済社会全般にわたり着実な成長を維持している中、タイは、自主的に開発課題に取り組んでおり、これらを解決していく能力が向上していると評価できる。

こうした中で、我が国においては、一方では今後タイへの援助は不要であり中止していくべきとの見方があり、他方では都市と農村の格差、交通渋滞や水災害に代表的に示されるインフラの未整備等、実態としてはタイの経済社会は依然として途上国の水準にあり今後も協力が必要との見方があるなど、様々な考え方が存在しており、我が国としての協力方針を整理する必要がある。

旧対タイ国別援助計画は、経済危機からの回復過程にある2000年3月に策定されたものであるため、近年のタイを巡る状況の変化を踏まえてこれを見直し、新しい協力方針を示すものとして、表題も新たに「対タイ経済協力計画」をここに策定する。

(2) 対タイ協力の方向性

(イ) 協力の基本姿勢 —新しい協力関係の構築と多様な協力主体との連携—

タイの発展や様々な変化に鑑み、またタイの強いオーナーシップを評価し、今後の対タイ協力にあたっては、「経済協力のための新しいパートナーシップ」に基づく新しい協力関係を構築してゆくこととする。非対称な財の移転を伴うODAにおける「新しいパートナーシップ」とは、「対話重視」、「相互利益」等に特徴づけられるものとする。

また、タイにおいては、民間企業、NGO、大学等の非政府部門の活動が充実していることから、これらとの連携を積極的に推進する。

(ロ) 協力分野

(a) タイに対する二国間協力

今後の対タイ二国間協力は、タイの主体的能力の向上を踏まえ、その内容を質的に変化させていくこととする。具体的には、援助手法ごとに以下の分野に協力する。

①技術協力

中進国へと成長を続けるタイの発展段階に応じた分野に対して協力する。具体的には「持続的成長のための競争力強化」「社会の成熟化に伴う問題への対応」について協力をを行うこととする。また、人間の安全保障の視点から重要な問題のうち、他国との共通課題として対応が必要なものについては、技術協力を実施する。

②円借款

タイ政府の対外借入抑制策により、2003年以降、継続案件(第2バンコク国際空港建設事業)の要請のみがなされる状況にあり、事実上、大規模な円借款を通じた二国間協力は収束に向かいつつあるといえる。再度タイから新規案件の要請がなされた場合には、その時点でのタイの経済・財政状況を踏まえつつ、また、タイには存在しない高度な技術や我が国の経験・知見を要するものかという点も十分検討した上で、必要な協力をを行う。

③草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力、草の根技術協力等

貧困削減のための地域社会の能力強化、障害者支援、少数民族支援、人身取引問題対策といった人間の安全保障の視点から重要な問題については、これら援助手法を通じ、より積極的に協力をを行う。この分野においては、すでにタイ政府が国として積極的に取り組んでいることや、タイにおける国内外のNGO等の幅広い活動に鑑み、上記①に記したものを除き、基本的に非政府部門への支援及びボランティア事業を通じた協力とする。

なお、対タイ二国間協力の規模は、近年すでに縮小し(別表参照)、今後の方向性としても、さらなるタイの発展に伴い漸減していく傾向にあると見込まれる。その一方で、広域の自然災害や経済危機といった重大な状況が発生した場合、あるいは我が国の技術と経験を特に必要とするような協力の需要が高まる場合等においては、我が国として積極的かつ迅速な協力をを行う。このため、中進国化しつつあるタイに対する協力規模は、漸減傾向の中でも、状況に応じた増減があるものになる。

(b) 第三国に対する共同支援

地域におけるタイの重要性とタイの援助国化の動きを踏まえ、二国間協力に限定することなく、タイとともに広域協力を積極的に推進する。具体的には、タイ側のイニシアティブも尊重しつつ、「メコン地域開発」「アジア・アフリカ協力」「紛争終結国の復興支援」を中心に共同協力を推進する。

これらの共同協力には、従来のタイへの支援を通じた第三国への支援だけでなく、第三国への直接支援において、タイとパートナーを組み、日タイが適切な役割分担を行った上でともに支援するような取組も含まれる。また、援助国化を志向するタイとの共同協力をよりダイナミックに展開するために、従来型の協力形態にとらわれず、今後新たな枠組みを検討していく。

1. 現状

(1) タイの政治、経済、社会の変容

(イ) 政治

現在、タイには議会制民主主義と政党政治が定着しており、2001年に成立したタクシン政権は、安定した政権基盤を背景として、同首相の強力なリーダーシップのもとで新しい政策を次々に実施している。タクシン政権は1期目の任期を満了、2005年2月に行われた下院総選挙においてもタクシン首相率いるタイ愛国党が定数500のうち377議席と圧勝し、引き続き第二次タクシン政権が成立した。

タイはインドシナ半島の中心に位置し、従来からカンボジア、ラオス、ミャンマーといった周辺国に大きな影響力を持ってきた。その中であって、2003年には、タイ及びその周辺国の均衡ある発展を目指し、

イラワディ・チャオプラヤ・メコン経済協力戦略（ACMECS）¹をタイ主導で立ち上げるなど、メコン地域における地政学的な結節点としての重要性をさらに高めている。また、ベンガル湾多分野技術経済協力構想（BIMSTEC）を主導し南アジアとも協力関係を強めるとともに、アジア協力対話（ACD）を自らのイニシアティブで立ち上げるなど、アジア全体における存在感も増している。さらには、2005年を「アフリカイヤー」とし、タクシン首相のアフリカ諸国訪問や対アフリカ協力の基本戦略策定を予定するなど、アフリカ協力にも強い関心を示している。

（ロ）経済

タクシン政権は、発足当初から「車の両輪」政策（デュアル・トラック政策）を掲げ、国際競争力強化と内需拡大・草の根経済の底上げを強く推進している。前者（国際競争力強化）は、変動する国際社会への対応を強く意識し、戦略産業の強化（自動車、ファッション、食品、観光等）、自由貿易協定（FTA）の推進、知的社会の創造と教育の高度化等を通じて国家競争力の強化を図るものである。後者（内需拡大・草の根経済の底上げ）は、低所得者の経済活動機会の拡充やその能力の向上、地域ビジネス（コミュニティ・ビジネス）の促進と雇用創出等を通じ、貧困削減と地方・地域社会開発を推し進めようとする意欲的なものである。

このような政策の下、近年力強い経済成長を達成し（実質GDP成長率 01年2.1%、02年5.4%、03年6.9%、04年6.1%）、ベースでのGDPは経済危機直前の水準へ回復を果たしている。

また、2003年7月末には、経済危機直後に受け入れたIMFからの緊急借入を前倒しで完済するなど、対外借入の面からも経済危機からの脱却を果たしている。公的債務残高は対GDP比60%を大きく下回り、税制改革による財政収入の増加等もあって、財政基盤の健全化にも成功しつつある。

自由貿易協定（FTA）締結についても積極的であり、すでに中国とは中ASEANの枠組みの下、2003年10月にタイと中国の二国間で果物、野菜に関するアリーハーベスト（合意できる品目から貿易自由化を先行的に実施する方式）を開始し、インドとの間でも2003年10月にFTA枠組協定に署名、2004年9月より82品目のアリーハーベストを開始し、物品貿易以外の分野についても交渉を継続中である。また、オーストラリアと2004年7月に先進国相手としては初めてのFTAに署名した（2005年1月発効）ほか、ニュージーランドとも2005年4月に署名した（2005年7月発効）。現在、二国間協定については、我が国、米国、ペルー等多数の国と交渉中であり、それとは別に地域的な枠組みについても、日ASEAN、中ASEAN、印ASEAN、韓ASEAN、CER（Closer Economic Relations：豪・NZ経済緊密化協定）・ASEAN、BIMSTEC等の交渉に参加している。

このように、タイ政府の経済政策は、従来のインフラ整備等を基本とした開発政策から、国際的な競争に耐える競争力強化や自由貿易体制への対応を強く意識した制度整備へと広がりをみせており、課題の内容が中進国化してきている。一人あたりGDPをみても、2003年時点では2,236ドルであるが、仮に今後の成長率を5%と見積もれば、2009年には約3,400ドルに達することになり、タイは、向こう5年間のうちに、世界銀行が定義する「高中所得国（upper middle income country）」²、即ち「中進国」となる可能性が高いと考えられる³。

以上のプラス要素の反面、石油価格上昇等に伴うインフレ懸念やエネルギー安定供給に対する不安、イスラム教徒の多いタイ南部における治安の悪化等といった不安要素も存在する。一定の経済成長率を維持し、同時にデュアル・トラック政策を継続していくためには、為替、金融、財政面での健全なマクロ経済

¹ ACMECS（Aeyawady-Chao Phraya-Mekong Economic Cooperation Strategy）とは、タイが主導して、2003年にタイ及び周辺三カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー）で立ち上げられたイニシアティブで、地域全体の均衡ある経済発展を目的としている。2004年にはベトナムも参加したことにより、我が国が推進するメコン地域開発と対象地域を共有することになった。なお、ACMECSという名称は、加盟国内を流れる三大河（イラワジ河（Aeyawady）、チャオプラヤ河＝メナム河（Chao Phraya）、メコン河（Mekong））の名称にちなんだものである。

² 2005年時点での世銀による分類によれば、高中所得国は「2004年の1人当たりGNI3,256ドル以上10,065ドル以下」と定義されている。

³ NESDB（国家経済社会開発委員会）は、2004年9月に発表した経済見通しにおいて、今後5年間タイは毎年5.3～6%成長を続け、2009年には一人あたりGDPが約3,600ドルに達すると予測している。

運営、とりわけ財政基盤の強化が不可欠となる。

(ハ) 社会

都市への人口流入や少子化⁴が進み、一定の発展段階に達したがゆえの社会構造の変化が生じている。2010年までには高齢化社会⁵へ突入するとの予測もあり⁶、これら社会構造の変化を反映した「中進国型」問題に直面しつつある。このような中、タイは、年金・保険制度の拡充、30 パーツ医療制度⁷の導入等、社会保障政策についても積極的に取り組んでいる。また、「貧困の一掃」を掲げ、2008年までに貧困を撲滅することを目指しているほか、「社会開発・人間の安全保障省」を立ち上げるなど、人間の安全保障の面からの取組も開始している。

また、1990年代の教育改革により、大学等の高等教育機関での就学率はすでに30%に達し、「知識を基盤とする社会」を志向するタクシン政権においても、「国家育英資金制度」(1996年から開始。すでに230万人に支給)、大学への自治制度の導入、教育機関に対する評価制度の確立とモニタリングの強化、IT教育の実施等、高等教育の大衆化と教育サービスの質の向上をめざす教育改革に積極的に取り組んでいる。

近年の特徴として、従来タイにおいて見落とされてきた、あるいは見逃されてきた経済社会セクターを管理の対象に入れようとする動きが見られる。これは「制度外経済」と呼ばれるもので、具体的には2つの分野に区分される。一点目は違法な経済活動であり、麻薬・覚せい剤、非合法ビジネス、マネーロンダリング、汚職等に対し、取締りを強化し社会安定を図るものである。二点目は、これまで制度の対象外となっていた、農民、自営業、零細・中小企業等の制度外セクターの取り込みであり、これらに対しては登録・管理を強化する一方で、すでにみたように社会保障制度の適用拡大や教育機会の拡充、税収基盤の確保を図ろうとしている。

このように、開発課題へのタイ政府の自主的な取組は、社会政策についても、貧困問題や低所得者対策から、国民的規模での社会保障制度の確立、インフォーマルセクターの取り込みや生活基盤の安定化へと、課題が中進国化してきている。社会保障制度の国民的拡充等については、将来重い財政負担となるとの指摘もあるが、これを補完する意味で、家族や地域社会が果たしてきたソーシャル・セイフティネットとしての機能を見直し、これを強化する試みも開始されている。

一方、エイズ孤児、障害者といった社会的弱者や少数民族の問題等、人間の安全保障の観点から個別具体的に解決していくべき事項も多数存在する。環境面についても、「天然資源環境省」を立ち上げ、自然資源の保全や公害の防止等、環境にかかわる問題の総合的な管理体制を整備しつつあるが、カバーすべき領域が多岐にわたるため、中長期的な観点からより効果的な取組を実施することが必要となっている。

また、交通渋滞に代表される都市問題、洪水や濁水等の水災害、都市と農村の所得格差、今後拡大が懸念される情報通信格差(デジタル・デバイド)等、依然として解決の難しい深刻な課題も多数存在している。これらの諸問題に対して、タイ政府においても、バンコク首都圏の公共交通網拡充計画、水の全国ネットワークの整備構想、草の根経済の底上げに係る諸施策等、様々な取組を計画ないし実施しているが、人材面、技術面、制度面、資金面にわたり、タイが自国の人的・経済的資源のみに依拠して解決することが困難な課題も少なくない。

(2) 日タイ関係

我が国とタイは、長年の親密な皇室・王室間関係に象徴されるように、歴史的に極めて良好な関係を保っている。タイの在留邦人は登録者だけでも約3万2,000人に達し(2004年、我が国からみて世界第8位)、

⁴ タイの2002年出生率は1.9(合計特殊出生率:一人の女性が一生の間に生む平均子供数(母親の年齢別出生数/女性の年齢別人口))

⁵ 高齢化率(全人口に占める65歳以上の割合)が7%以上の社会。

⁶ タイの高齢化率は2000年6.0%から2004年6.8%まで上昇。

⁷ すべてのタイ国民は1回30パーツで治療を受けられるという低所得者層を中心とした医療保険制度。

タイを訪問する邦人数は年間約121万人（2004年、同第4位）に上っており、これらはさらなる増加傾向を示している。

経済的にも緊密な関係にあり、貿易において、タイにとって我が国は輸入元として1位、輸出先として2位、我が国にとっては、タイは輸入元として10位、輸出先として6位となっている（2004年）。投資においても、対タイ海外直接投資の累計額は我が国が第1位であり、2004年においても約4割が我が国からである。また、バンコク日本人商工会議所の会員数は1,200社を超え世界有数の規模を誇っている。これら我が国からの投資は、タイの経済発展のみならず、近年ではタイを拠点とする東南アジア域内の経済交流活性化という観点からも、牽引役としての大きな役割を果たしてきている。

経済連携協定（JTEPA：Japan Thailand Economic Partnership Agreement）については、2005年9月1日の首脳会談において交渉が大筋合意に達したことを確認し、より一層の経済関係の深化を展望している。この協定は、物品やサービス貿易の自由化を目的とした自由貿易協定（FTA）にとどまらず、投資、人の移動、知的財産、競争政策、政府調達、さらには様々な分野における協力をも含む包括的な経済連携を目指すものである。

我が国にとって、タイは、タイ一国としてみた場合でも重要な友好国であるが、メコン地域の広域的観点からも、タイは極めて重要である。ASEAN地域統合の推進という観点から、メコン地域の開発の重要性が高まる中で、ACMECS立ち上げなど、タイは地域の結節点としての地位を益々強化しており、この点はさらに重要になってゆくものと思われる。

また、我が国はタイにとってこれまで最大の援助国であり、我が国の対タイODAが、主要インフラ整備、人材育成、技術移転等により、タイ経済社会の発展に大きな役割を果たしてきた。こうした日本の協力についてはタイ側からも高い評価が得られている。例えば、円借款については1967年以降、東部臨海地域開発やバンコク地下鉄等をはじめ多数の公共施設の建設や制度整備に寄与し、これがタイの経済社会発展に大きく貢献してきている。また、1997年の経済危機の際には、あらゆる援助手法を動員した包括的な援助を実施し、タイの経済回復を支援するとともに、両国の友好関係増進にも大きく貢献した。また1994年の日タイ・パートナーシップ・プログラム（JTTPP：Japan - Thailand Partnership Programme in Technical Cooperation）及び2003年の同フェーズ2締結に示されるように、日タイ共同による第三国支援も進展している。こうした活動を通じて、大使館、JICA、JBIC等で構成される現地ODAタスクフォース（以下「現地TF」）とタイ側主要機関は緊密に連携している。

（3）アジアの中のタイ

（イ）アジアの状況

グローバル化の進展とともに、その副産物として地域レベルでの不確実性・不安定性が増大しており、1997年の経済危機、2003年のSARS、鳥インフルエンザ等、様々な問題は容易に国境を越えて地域全体に波及していく。また、2004年末のスマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波被害のように、地域に甚大な被害をもたらす自然災害もある。さらに、国際社会の平和と安定の維持の観点から、アジアにおいても大量破壊兵器等の拡散やテロの危険性が懸念されており、輸出管理等も課題となっている。

地域に拡大した不確実性・不安定性を克服するために、これら広域的な問題に地域が協力して取り組むことが必要である。我が国の安定は、こうした取組によるアジア地域の安定と深く結びついている。

（ロ）アジアにおけるタイの影響力

ASEAN加盟国をみれば、その経済発展プロセスには様々なパターンが存在する。そうした中で、農業中心の経済から、農業と工業を組み合わせ、外国資本もうまく活用しつつ成長を遂げてきたタイの経験は、類似の初期条件を持つ周辺国にとって、今後の経済発展への先行事例となり得る。

現在、東南アジアにおける生産・輸出拠点として、あるいは物流や研究開発の地域拠点として、タイへ民間投資が向かっている。また、中国一極化のリスクを回避する企業の投資分散化戦略や、中国との分業

体制の構築という文脈からも、タイは重要な投資先となっている。

メコン地域においては、タイとCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）を合わせたGDPの7割以上を、またタイとCLMではGDPの9割以上を、それぞれタイが占めており、そのような中でACMECS立ち上げを主導するなど、政治、経済の両面においてタイが影響力をさらに強めている。

（ハ）我が国のアジア戦略とタイの位置付け

我が国は従来からアジア重視の外交を展開し、特に東南アジア地域に関しては、ASEAN地域全体の安定と繁栄を重視するとの方針を表明してきたが、ASEAN10カ国体制が実現した現在は、これを実現するための前提条件が整えられたといえる。このような中、2002年1月のASEAN加盟国歴訪時に、小泉総理より東アジアにおける共同体構想を表明しており、ASEAN加盟国は、同構想の重要なメンバーであると想定されている。

現在ASEANは、安全保障共同体、経済共同体、社会文化共同体の構想を打ち出しているが、実態として、ASEAN加盟国の間には、設立当初からの加盟国と、新たにASEANに加盟したCLMV諸国との間で大きな格差が存在している。ASEAN自身も、ASEAN統合イニシアティブ（IAI：Initiative for ASEAN Integration）を打ち出して格差是正に取り組んでいるが、我が国としても、メコン地域開発を通じて当該域内格差是正を積極的に支援している。

このような状況において、タイは、メコン地域において開発が進んだ先行国として、周辺国支援に積極的に取り組み始めている。タイは、我が国にとって、単に二国間関係を維持発展させていく相手国にとどまらず、我が国のアジア政策を実施する上で、様々な地域・国際問題に対して、ともに取り組むパートナーとして期待される国である。特に、CLMV諸国への支援に日タイが協力して取り組むことは、ASEANが推進するIAI及び我が国が重視しているメコン地域開発にとっても有意義であり、ひいては東アジア共同体構想の実現にも資するものである。

2. ODAを巡るタイの変化とドナーの動向

（1）タイの変化

（イ）対外借入の抑制

タクシン政権は、財政の健全性を維持する方針から、政権発足当初から対外借入を厳しく抑制しており、我が国の円借款についても、2003年以降は、継続案件である第2バンコク国際空港建設事業を除き新規要請がなされない状況にある。ただし、この政策の背景として、低金利のためタイ国内の資金流動性が極めて高く、為替リスクの無い国内資金が調達可能な状況が続いていることがあり、この状況が将来変化する可能性があることに、留意が必要である⁸。

さらに、タイ政府は、2003年11月の閣議において、自国の政策運営の自立性を制約するような「条件付き援助」の受入れを今後は制限する⁹、また、公的対外債務を増大させる国営企業向けの安易な借款も制限する、との決定を行っている。

（ロ）「エマージング・ドナー（新興援助国）」へ

⁸ タイ政府が、今後の国家プロジェクトに必要な資金について、国営企業の部分的民営化に伴う国有財産の売却や国内外の債券市場を通じた資金調達に一定の見通しを持っていることも、対外借入抑制策のひとつの背景となっている。ただし、2005年に入って、輸入原油価格の高騰によるインフレ懸念や国内消費の低下等から、現政府が計画している大型公共投資である「メガ・プロジェクト」については、その必要資金の18%程度は対外借入によってまかなうとの方針が決定された。対外借入残高を名目GDPの50%以内に押さえ込むという厳しい基準は維持しているものの、タイ政府が新たな借款を要請する可能性も存在する。

⁹ 同年12月の現地下との政策協議において、我が国が実施している技術協力や円借款のような協力は「条件付き援助」に該当しない旨、タイ政府から明らかになっている。

二国間援助受け入れを抑制する一方、タイは自らを「エマージング・ドナー」と位置付け、援助国への移行を始めている。その一環として、技術協力の受け入れ窓口機関である D T E C (Department of Technical and Economic Cooperation : 技術経済協力局) を T I C A (Thailand International Development Cooperation Agency : タイ国際開発協力事務局) へと改組し、外務省次官室直轄の一部局とすることにより、外交政策と連携しつつより援助国側に移行した体制へと組織改編を図ろうとしている。また、財務省所管の N E C F (Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Fund : 周辺国経済協力基金) を N E D A (Neighbouring Countries Economic Development Cooperation Agency : 周辺国経済開発協力機構) と改め、監督官庁を財務省としながらも、周辺国への借款を行う独立機関として、組織体制の充実を進めている。

2003 年 10 月には、タイの主導によりカンボジア、ラオス、ミャンマーの 4 ヶ国が A C M E C S を立ち上げ、タイとの国境地域を中心とする周辺国支援を積極的に行う姿勢をみせている (2004 年にはベトナムも参加)。また、タイが行う経済協力には、これら周辺国だけでなく、南アジアや近隣紛争終結国 (東ティモール等)、さらにはアフリカへの支援も視野に入っている。

(ハ) ドナーとの協力関係の再構築

以上の動きとあわせて、タイは、先進諸国に対し、従来の「援助国対被援助国」の関係から、「パートナーシップ」¹⁰に基づく関係に移行することを求めている。これは、今後は先進諸国とより対等な関係で付き合いしていきたいとのタクシン政権の意向を強く反映したものと考えられる。

ただし、タイが中進国化しつつあり、また援助国化を志向しているとはいえ、我が国を含む先進諸国とタイの間には依然として財政力や開発レベルに大きな差があるため、ODAにおいて「パートナーシップ」をどのように具体化させていくかは、オーナーシップ (自主性) の問題も含めて重要な検討課題となっている。

(2) 対タイ協力を巡る他ドナーの動向

(イ) 二国間協力の縮小

タイ経済が力強く回復し、またタイがODAを巡り上記のような変化を示す中で、各ドナーはタイに対する二国間協力を縮小している。

世界銀行とアジア開発銀行 (A D B) は、これまでタイに対する主要ドナーであったが、それぞれ経済危機対応として積極的融資を行った後は、タクシン政権の対外借入抑制方針もあって、ほとんどタイへの新規融資を行っていない。

その他ドナーは、世界銀行、A D B、我が国とは異なり、贈与形態による支援が大半を占めるが、これも二国間協力を縮小している。例えば、ドイツ (ドイツ技術協力公社 (G T Z)) は、競争力強化と環境分野を対象に、2004 年から 2010 年までを期間とする二国間協力プログラムを実施しているが、当該プログラムをもってタイへの二国間協力を終了させる予定である。カナダ (カナダ国際開発庁 (C I D A))、ニュージーランド (ニュージーランド国際開発局 (N Z A I D))、オーストラリア (オーストラリア国際開発庁 (A u s A I D)) も同様に、二国間協力を収束させる方向に向かっている。

(ロ) 地域協力の拠点へ

その一方で、ドナーはタイを今後の地域協力の拠点と位置付け、タイ事務所に周辺地域をカバーする機能を持たせたり、タイとともに第三国へ支援を行う動きをみせたりしている。例えば、米国 (米国国際開

¹⁰ 最近では、従来の援助国と被援助国の関係に関して「パートナーシップ」という語が使用される場合が多いが、この場合の「パートナーシップ」は、開発の主体としての途上国の行動を、国際社会が対等な立場から支援していくことを意味する。他方、タイが主張するところの「パートナーシップ」には、経済開発により自立を達成しつつあるタイの現状と、新興援助国化する同国の状況を踏まえた新しい協力関係の象徴として、特別な意味が付与されている点に、留意する必要がある。

発庁（USAID）は、1995年に二国間援助を終了させ、バンコクの事務所を閉鎖したが、2003年に地域拠点事務所として再開させており、ドイツやオーストラリアについても、二国間協力の比重の低下とともに、地域協力を重点を移している。ADBも、自らが主導してきたGMS（Greater Mekong Sub-Region：拡大メコン地域）プログラムを中心に広域案件を支援するため、当該地域を担当する拠点として、2005年1月にバンコク事務所を開設した。

（ハ）「援助」から新たな協力形態へ

もう一つの動向として、従来型の「援助」とは異なる新たな協力形態を構築する動きもある。例えば、米国は、USAIDの二国間援助を終了させた後、1996年にベンチャー企業の起業資金（Seed Money）を融資する新しい形の協力組織、すなわち、米タイ共同出資方式の「ケナン・インスティテュート（Kenan Institute）」を創設した。また、世界銀行は、2002年12月にタイと「Country Development Partnership（CDP）」に合意し、タイ政府、世銀、その他のパートナーが協力しつつ、改革のための中期的かつ参加型の枠組みを構築することを重視している。このCDP方式は、分野毎に策定されたプログラムをタイ政府主導で実施するものであり、世銀はアドバイザー業務やパートナー間の協調推進等を行うものである。

（3）我が国の動向

（イ）近年の対タイ協力の変化

我が国の対タイ協力についても、その内容は変化している。

まず、タイに対する無償資金協力が、1980年代後半から1990年代にかけての目覚ましい成長を受け、1993年に原則終了した。また、翌1994年には、タイ自身が援助する側に回り、我が国と共同で第三国への技術協力を行う日タイ・パートナーシップ・プログラム（JTTP）を締結した。

1997年の経済危機発生後は、タイの経済回復に向け再度積極的な支援に取り組むこととなり、例外的に無償資金協力を実施したのをはじめ、各援助手法を活用して総合的な支援を行った。例えば、1998年10月、IMFを中心とする国際的支援パッケージとは別に新宮澤構想を発表し、それに基づく中長期の支援として、社会セクター及び農業セクターに対しセクタープログラム借款を供与した。また、1999年にタイ政府に中小企業振興政策に係る提言を行い、その具体化に向け、中小企業振興マスタープランの策定、企業診断制度の導入、中小企業向け金融の円滑化、サポーティング・インダストリー（裾野産業）の振興等に係る様々な支援を実施した。これら経済危機時の支援は、タイ経済の回復のみならず、日タイ友好関係の一層の発展にも貢献したと評価されている。

2001年のタクシン政権成立以降の動向をみると、技術協力については、広域プロジェクトや制度構築支援、政策アドバイザーが増えているほか、2003年には、タイの援助国化を踏まえ、日タイによる第三国支援をさらに強化するため、JTTP2が締結された。また、JICAでは現場強化（在外事務所への責任と権限の委譲）の一環として、2004年にタイにアジア地域支援事務所を設置し、アジア域内の各国JICA事務所に対する支援を強化するとともに、地域協力事業を推進している。JETROバンコクセンターにおいても、貿易・投資の活性化、経済連携の強化につながる技術協力等を展開するとともに、カンボジア、ラオスへの技術協力等を強化している。円借款関連では、タクシン政権の対外借入抑制方針により円借款の新規案件が減少する中、JBICの調査等を通じて環境分野等における我が国の知見の紹介・活用等の知的支援を強化している。JBICバンコク事務所は、カンボジア、ラオス、ミャンマーも管轄しており、地域事務所としての機能を高めている。さらに、近年、我が国は草の根・人間の安全保障無償資金協力にも力を入れ、タイで活動するNGO等への支援を強化している。

我が国は、長くタイにとって最大の援助国であり、DAC諸国のODA実績における我が国の割合は、とりわけ我が国が全面的な支援を行った経済危機後の5年間（1998～2002年）に限定すると、約8割に上る。また、タイに対する我が国ODAの特徴は借款の割合が大きいことであり、同期間の対タイ借款における我が国の円借款の割合は、世界銀行やADBといった国際機関を含めても9割を超え、これを含めな

い二国間ベースでは 97%に達する（支出純額ベース）。他方、同期間の贈与（無償資金協力および技術協力）における我が国の割合は 47%となっている。

最近、タイが経済危機からの回復を果たし、また円借款の要請が急減したこと等により、我が国のタイに対する援助規模は縮小しており、今後もこの傾向は継続することとなろう（別表参照）。

（ロ）新しいODA大綱の策定

タクシン政権の下でタイがODAに関する様々な変化をみせるのと時期を同じくして、我が国においてもODA改革が進められ、2003年8月に新しいODA大綱が策定された。今後の対タイ協力のあり方を検討するにあたっては、タイ側の変化はもとより、新ODA大綱、特に以下の点を踏まえる必要がある。

（a）我が国ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けている。ODAを積極的に活用することは、各国との友好関係や人の交流の増進等、我が国自身にも様々な形で利益をもたらす、また、相互依存関係が深まる中で、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の利益を増進することになる。

（b）基本方針として、「人間の安全保障の視点」を新たに盛り込んだほか、「我が国の経験と知見の活用」、「国際社会における協調と連携」等を明示した。また、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」の4つを重点課題とした。

（c）アジアを重点地域とし、特に、ASEAN等の東アジア地域については、経済連携の強化等を十分に考慮し、ODAを活用して、同地域との関係強化や地域格差の是正に努めることにした。

（d）援助政策の立案及び実施について、政策協議の強化、現地機能の強化、幅広い援助関係者との連携、及び国民参加の拡大を目指している。

（ハ）ODA中期政策の策定

2005年2月には、ODA大綱のうち以下の事項について、考え方や取組等をより具体的に示す「ODA中期政策」が策定された。

（a）「人間の安全保障」の視点

人間の安全保障は、一人一人の人間を中心に据えて、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指す考え方であり、その実現に向けては、「人々を中心に据え、人々に確実に届く援助」「地域社会を強化する援助」等のきめ細かいアプローチが重要としている。タイは中進国化する一方で、エイズ孤児や社会的弱者のような問題を抱えており、タイにおいても、人間の安全保障の視点は重要である。

（b）重点課題

ODA大綱の重点課題である「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」のそれぞれについて、考え方とアプローチが記されている。対タイ経済協力計画においては、これらを踏まえて、下記4.（2）に示すとおり協力分野を特定している。

（c）効率的・効果的な援助の実施に向けた方策

現地機能強化の具体的取組やそのための体制整備を取り上げ、その中で現地TFは積極的な参画、提言を行うとしている。特に、中進国化した援助国化を志向するタイとの協力においては、タイ側の動向を踏まえつつ、協力の新しい可能性について現地TFが具体的提言を積極的に行う意義は大きい。

（二）その他の動き

ODA大綱において重点地域をアジアとしつつも、我が国はアフリカ開発会議（TICAD：Tokyo International Conference on African Development）¹¹プロセスにおいて、アジア・アフリカ協力を推進

¹¹ TICADは我が国が国連、国連開発計画（UNDP）、アフリカのためのグローバル連合（GCA）および世界銀行との共催で開催する、アフリカ開発をテーマとする国際会議。2003年に東京で開催されたTICADⅢ（第3回アフリカ開発会議）においては、「平和の定着」、「人間中心の開発」、「経

している。対アフリカ支援に強い関心を示すタイは、アジア・アフリカ協力を実施する上で、アジア側の主要なプレーヤーたり得る存在であり、我が国として同国のアフリカ支援に積極的に協力することは、我が国がアジア諸国と連携しつつアジア域外の地域・国への支援を進める取組の先駆けとなり得る。

3. 対タイ協力の意義

(1) 日タイ二国間関係の重要性

ASEANとの関係を重視する我が国の外交において、当該地域における存在感をさらに増していくであろうタイとの関係強化は、今後より一層重要となる。また、日タイ両国は、外交面のみならず、経済面、文化面等で国民各層においても緊密な交流関係を保っており、我が国がタイとの交流で長年構築してきた大きな人的・技術的集積は、両国の貴重な国民的財産といえるものである。これらに鑑みれば、我が国とタイの関係をさらに強化し、活発化しつつある民間における協力を補完あるいは後押しするものとして、今後ともODAを活用していくべきである。こうした努力は、ひいてはタイにおける我が国のプレゼンスの維持・拡大にも資すると考えられる。

他方、タイは、ミレニアム開発目標（MDGs）や貧困削減のような途上国型課題に対する政府レベルの取組については、すでに多くの経験と知見を蓄積しており、また、経済社会全般にわたり着実に成長を続ける中、自主的に中進国的な課題へと取組を広げ、これらを解決していく能力を向上させていると評価できる。このようなタイの発展段階に応じ、二国間協力の内容を従来のものから質的に変化させ、新しい協力関係を構築していくことは、今後の日タイ関係にとって大きな意義がある。

(2) 第三国支援のパートナー

自らを「エマージング・ドナー（新興援助国）」と位置付け、様々な外交的イニシアティブを発揮しつつ他の途上国への支援を展開しようとするタイは、我が国にとって第三国を支援する際のパートナーとなることが期待される。現在、我が国が重点的に取り組んでいるメコン地域開発やアジア・アフリカ協力においては、我が国の取組もさることながら、牽引役としての関係国の存在が不可欠であるが、タイは、パートナーとしてその役割を担い得る存在である。

開発レベルの異なる我が国とタイが組むことにより、他の開発途上国への支援において、その開発需要に応じたより多面的かつ効果的な取組が可能となる。より開発レベルの近いタイの存在が、第三国のオーナーシップを高めるという効果も期待される。また、HIV/エイズ、貧困対策、環境問題等について、我が国が長年にわたって蓄積してきたタイとの協力経験を第三国に普及・活用することには、援助成果の活用や援助の効率性の観点からの意義がある。

さらに、第三国を支援するにあたってタイと協働することは、タイの援助国化を支援することにもつながる。我が国援助の成功例であるタイが、自らの被援助国としての開発経験を基に援助国化していくことにより、我が国の援助アプローチを国際援助コミュニティの中に広めていく効果も期待できる。

4. 対タイ協力の方向性

(1) 協力の基本姿勢

済成長を通じた貧困削減」というアフリカ開発の三本柱を提示するとともに、「人間の安全保障」、「南南協力」の重要性を確認した。なお、次のTICADIVは2008年に開催予定。

(イ) 新しい協力関係 — 「経済協力のための新しいパートナーシップ」へー

タイが成長していく中で、先進諸国に対し、従来の「援助国対被援助国」という垂直的な関係から「パートナーシップ」に基づく新しい関係を求めていることは、その経済社会の着実な発展に鑑みれば、自然なことといえる。このようなタイ側の姿勢は、近年のタイの特徴ともいえる強いオーナーシップの一つの表れであり、我が国としてもこれを歓迎し、タイと新しい協力関係を構築していくこととする。

他方、現在「パートナーシップ」という言葉が、首脳を含むハイレベルにおいて、ODAだけにとどまらず経済連携協定（JTEPA）等においても幅広く使われており、非常に多義なものとなっている。また、タイと我が国の財政力や開発レベルとが依然として大きく異なることにも鑑み、「パートナーシップ」は必ずしもあらゆる面での対等な関係を意味しないことにも注意が必要である。

我が国としては、今後のタイとの関係全般にわたる象徴的なキーワードである「パートナーシップ」を、非対称な財の移転を行うODAにおいては以下のような協力関係と捉え、これを「経済協力のための新しいパートナーシップ（New Partnership for Economic Cooperation）」と名付け、推進していくこととする。

(a) 対話重視

年度ごとの協力課題の特定、案件形成、実施、モニタリング、評価等の一連のプロジェクトサイクルについて、緊密な情報交換により認識を共有し、丁寧に合意形成を図りつつ、合同で実施する。タイの能力やオーナーシップを踏まえれば、このようなプロセスにおいて、日タイ双方がアイデアを出し合い、活発に意見交換を行うことにより、より質の高い案件形成や効率的な事業実施が期待できる。

また、タイ政府との政策協議のプロセスをさらに充実させる。引き続き現地TFを中心にタイ政府主要機関との政策協議を実施し、政策レベルにおける連携緊密化を図るとともに、必要に応じて政府関係者だけでなく学識経験者を加え、ODAを超えた幅広い議論を行うことも検討する。これは、今後の具体的な協力関係を検討する上でも、不確実性・不安定性を増している世界情勢やアジア地域の現状と将来について、両国が認識を交換することが重要になっているとの認識に基づくものである。

(b) 相互利益

我が国とタイの協力においては、より水平な協力関係を志向することから、「相互利益」の視点を導入し、タイにとっての利益のみならず、我が国の利益も積極的に視野に入れていく。

これは、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することをODAの目的としている新ODA大綱の考え方を踏まえつつ、その枠内でタイという一定の発展段階を迎えた国との協力において発展させたものであり、重要な視点となる。

具体的には、対タイ協力を進めるにあたり、以下のような点を考慮する。

- ①日タイ交流の深化と緊密化及び両国の社会的価値観の共有
- ②アジア地域の安定と発展及び平和の構築
- ③貿易・投資環境の整備、経済連携の強化
- ④我が国が有する優れた知識・技術・経験の移転
- ⑤国際社会での我が国及びタイのプレゼンス向上

(c) 共に考え、共に取り組む

タイが現在直面し、または今後直面するだろう問題の中には、例えば、少子高齢化等の社会問題のように、我が国においても、多くの先行的試みや経験を有していながら、依然として完全には解決をみていないものも存在する。これらに関するタイとの協力経験の積み重ねは、我が国の取組にも示唆を与える可能性がある。一定の発展段階に達したタイだからこそ、共に考え、共に取り組む姿勢が、両国にとって実りあるものとなろう。

(d) 第三国に対する共同支援

タイの地政学的重要性や援助国化に鑑み、我が国とタイがパートナーを組み、第三国に対する協力を積極的に推進する。案件形成にあたっては、ACMECS等、タイ側イニシアティブを尊重しつつ、両国が共同で第三国の援助需要を十分把握し、裨益効果も考慮しながら、我が国とタイが共同で取り組むことが

適当な課題を抽出する。また、タイ側のオーナーシップを重視しつつも、日タイの財政力や開発レベルが異なることに留意して、適切な役割分担と相応の負担を行う。

さらに、タイの援助国化へ向けた取組を支援する観点から、第三国研修、第三国専門家といった従来のタイへの支援を通じた第三国への支援だけでなく、第三国への直接支援における共同の取組を始め、よりダイナミックな共同支援の可能性を検討する（５．（３）参照）。

（e）先行事例に

タイとの協力経験は、今後他のアジア諸国等に対しても、その発展過程で新たな協力関係を構築してゆくための先行的試みとなりうる。日タイ双方のそのような自覚の下に、案件形成、実施に努めることが重要である。また、国際社会に対して、日タイ双方が協力経験とその成果について積極的に発信するよう努める。

（ロ）多様な主体との連携

タイにおいては早い時期から国内外のNGO・NPOが積極的に活動しているが、現在では、民間企業や大学の活動にも厚みと成果がみられる。タイが抱える課題の取組にこれらを通じて協力を行うことは、小さなコストで大きな効果を生むことができ、また、タイで活動する我が国のNGO等を支援する場合には、新ODA大綱という国民の援助活動への参加を促進することにもなる。この観点から、これら非政府部門を通じた支援をより充実させていく。

タイには、世界の中でも最大規模の会員数と50年におよぶ活動を誇るバンコク日本人商工会議所（JC C）が存在しており、我が国に人的資源を求めずとも、我が国の高い技術が現地において相当程度集積している。また、最近では国際化や大学の独立行政法人化の動きの中で、我が国大学のアジアへの進出も活発化している。各々の役割の違いと比較優位に留意しつつも、例えば、経済連携強化のための協力や、高等教育機関における人材育成といった協力において、民間企業や大学に蓄積された人的資源を積極的に活用していく。民間セクターの参入等を図る官民パートナーシップ（PPP:Public-Private Partnership）の構築により、協力の質及び効率の向上が期待される。

さらに、今後タイと周辺国への共同協力を展開するにあたり、開発においては、ODAによる政府部門の支援とともに民間投資が行われることが必要不可欠であることから、地域の経済エンジンであるタイの民間セクターとの連携を深めることも重要である。この観点からも、タイの日系企業等との連携を強化することは有益である。

また、現地援助コミュニティはタイを地域協力の拠点と位置付けつつあり、これとも連携を図り、日タイ間の協力の効果を向上させる。

その他、GMSプログラムを実施しているADB等の国際機関との連携及び日・ASEAN経済産業協力委員会（AMEICC）等の協力枠組みを活用したASEANとの連携も推進していく。

（ハ）プロジェクト間及び援助手法間の連携

プロジェクトの形成と実施においては、引き続きプロジェクト間や援助手法間の連携を強化し、各案件の相乗効果の発現を図る。また、可能な限り協力分野に対応した適切な案件群を形成し、複数の案件が一体となるようプログラム化に努める。

広域案件においても、例えば、日タイが共同で実施する技術協力と、我が国から第三国に供与する二国間無償資金協力を連携させるなど、よりダイナミックな協力を行うために各援助手法間の有機的連携を図る。

また、日タイが共同で行う第三国への支援においては、それぞれ比較優位のある協力をを行い連携することを検討する。

（２）協力分野

(イ) タイに対する二国間協力

タイに対する二国間協力については、タイの主体的能力を十分踏まえ、期待できる効果と効率性から、援助手法ごとに、以下のとおり協力分野を特定する。

なお、今後の協力規模については、大きな方向性として、さらなるタイの発展に伴い漸減していく傾向にあると見込まれる。その一方で、アジア経済危機、SARSのような感染症、広域の自然災害といった重大な状況が発生した場合、あるいは我が国の技術と経験を特に必要とするような協力の需要が高まる場合等においては、タイの発展段階を問わず、我が国として積極的かつ迅速な協力をを行う。このため、タイに対する協力規模は、漸減傾向の中でも、状況に応じた増減があるものになる。

また、大筋合意を経て引き続き交渉中の日タイ経済連携協定（JTEPA）の発効後には、政府全体として、ODA以外の協力とよく連携しつつ、その具体的実施のために効率的・効果的なODAの活用を検討する。

(a) 技術協力（草の根技術協力、JICAボランティア事業を除く）

①タイの発展段階に照らして取り組むべき協力分野（中進国型協力分野）

中進国へと成長を続けるタイの発展段階に応じた以下の分野に協力する。

(i) 持続的成長のための競争力強化

一定の発展段階に達しているタイが今後も成長を続けるために重要なのは、民間主導の持続的成長であると考えられる。この観点から、タイがデュアル・トラック政策の一方の柱として目指している競争力強化を後押しする。産業競争力強化のために、国際標準化、物流効率化、情報通信技術等の制度整備及びこれに関連した人材育成に対し、協力をを行う。

(ii) 社会の成熟化に伴う問題への対応

今後、タイは発展に伴う社会構造の変化に直面し、少子高齢化問題が深刻化してゆくことが予想される。また、経済成長を続ける一方で、中進国としてより積極的な環境管理の取組等も必要になると考えられる。これら社会の成熟化に備えた制度整備及びこれに関連した人材育成に対し協力をを行う。これらの協力により、アジアでも今後深刻化する社会問題をともに考え、地域におけるセーフティネット構築に資することが期待される。

なお、社会の成熟化に伴って取り組むべき課題の中には、都市問題や水災害等、従来からタイが抱えていながら、今後さらに取組が必要となる課題も含まれるが、これらに対する協力は、我が国が国際的に比較優位を持ち、かつタイが民間セクターを含めて主体的に対応できないものについて行う。

②人間の安全保障

成長を続けるタイにおいても、人間が尊厳を保ちつつ安全に生活できる社会を構築するために行うべき取組は多い。これら人間の安全保障の視点から重要な問題については、今後は、基本的に草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力、草の根技術協力等により対応するが、感染症対策、麻薬対策、広域自然災害対策等、他国との共通課題として対応が必要なものについては技術協力を活用する。

(b) 円借款

既述のとおり、タクシン政権における対外借入抑制策により、2003年以降、タイからは継続案件（第2バンコク国際空港建設事業）のみ要請がなされている状況にあり、事実上、大規模な円借款を通じた二国間協力は収束に向かいつつあるといえる。このようにタイは強いオーナーシップを持って自国の開発を進めているが、今後いずれかの時点で円借款を必要とし再度新規案件の要請を行う場合には、その時点でのタイの経済・財政状況を踏まえつつ、また、タイには存在しない高度な技術や我が国の経験・知見を要するものかという点も十分検討した上で、必要な協力をを行う。

なお、タイが中進国となった場合、我が国の中進国に対する円借款が「環境」「人材育成支援」「地震対

策」「貧困地域における特定の経済社会基盤整備を通じた格差是正支援」の4分野に限定されていることに従うものとする。

(c) 草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力、草の根技術協力等

草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力、草の根技術協力、JICAボランティア事業（シニア海外ボランティア、青年海外協力隊）については、人間の安全保障の実現に資する協力を拡充する。貧困削減のための地域社会の能力強化、障害者支援、少数民族支援、人身取引問題対策といった人間の安全保障の視点から重要な問題は、依然としてタイに根強く残っているが、すでにタイ政府が積極的に取り組んでいること、また国内外のNGO等が幅広く活動していることから、(a)②に該当するものを除き、基本的に非政府部門への支援及びボランティア事業を通じた協力とする。

これは、多様な主体との連携という方針にも合致する。

(ロ) 第三国に対する共同支援

タイに対する協力経験を活かしつつ、以下の分野について重点的に共同協力を実施することとする。その際、人間の安全保障の視点や地球的規模の問題への取組の重要性にも配慮する。

また、JTPP2に基づく協力を引き続き積極的に推進する。

(a) メコン地域開発

2003年12月の日ASEAN特別首脳会議において小泉総理より発表した「メコン地域開発の新たなコンセプト」に基づき、同地域の開発においてタイとの共同協力を積極的に推進する。また、メコン地域開発の目的でもある、ASEAN域内格差是正を支援する観点から、ASEANが自ら取り組んでいるIAI等のイニシアティブに対しても、支援と連携強化を図ることとする。

(b) アジア・アフリカ協力

タイも対アフリカ協力を積極的にであることを踏まえ、TICADⅢにおいて提唱されたアジア・アフリカ協力を具体化すべく、タイをアジア側の拠点の一つとして、共同の取組を積極的に推進する。

(c) 紛争終結国の復興支援

ODA大綱の重点課題である「平和の構築」に沿って、東ティモール、アフガニスタン等、両国共通の関心事である紛争終結国における平和の定着や国づくりの支援にともに取り組み。

5. 新しい協力をを行うにあたっての留意点

(1) 地域レベルでの現地機能強化

第三国に対する共同支援を積極的に推進するためには、第三国の援助需要を踏まえた質の高い案件を形成する必要があるが、複数国にまたがる援助需要を汲み上げ、さらにこれを日タイの資金的・人的資源と組み合わせるには、相当な時間と労力を要する。これを効率よく行うために、タイや関係国の主体的な努力を求めつつ、我が国としては、技術協力についてはJICA-ASEAN地域協力会議(JARCOM)の枠組み¹²を一層活用するとともに、今後は現地TFにおいても広域案件形成のための効率的なアプローチを積極的に検討していく。まずは、メコン地域開発を推進するにあたっては、我が国と各国政府との連携に加え、各支援対象国にある現地TF間の連携を強化することも不可欠であるとの認識に基づき、現地

¹² JARCOM (JICA-ASEAN Regional Cooperation Meeting) とは、ASEAN域内の開発格差是正のためのJICA事業（主として域内のリソースを活用した南南協力事業）の案件形成や効果的な事業実施推進を目的とする取組である。案件形成においては、域内の協力対象国のニーズと協力国のリソースのマッチングのための活動を年間通じて行っている。2002年から、年に1回、ASEAN域内でJICAとASEAN加盟国の技術協力窓口機関の関係者が会議を開き、ニーズとリソースのマッチングや域内協力案件の実施方法改善、域内共通開発課題解決のための取組に関する協議を行っている。

T F間において連絡会議を積極的に開催し、現地事情に即した質の高い案件形成を図ることとする。

(2) 新たな共同協力の枠組み

第三国に対する共同支援を積極的に展開するために、よりダイナミックな日タイの共同支援の可能性についても検討する。その際には、両国の相応の負担と役割分担の下、裨益国を含む三ヶ国で協力の枠組づくりを協議していく。

日タイが援助手法を分担して第三国に支援を行うことは、既存の援助手法で対応できると思われ、その実施可能性を検討するため、我が国・タイ・第三国間において連携、協議の緊密化を図る。また、我が国とタイが連携して第三国に借款を行う協調融資についても、双方の情報開示や第三国の債務償還能力に留意し、また譲許性や優先順位付け等について援助コミュニティとの連携も模索しつつ、検討していく。

また、地域開発においては、各案件の所在国が直接的には裨益するものであっても、間接的にその周辺国も裨益する場合があるため、周辺国がその裨益するところに応じた負担をするような新しい仕組みを工夫することが、ますます重要になると考えられる。タイからも、タイと我が国が共同出資を行い、あるいは他国政府や各国企業からの出資も受け入れ、メコン地域開発基金のようなものを設立して、各出資者が協議しつつ、地域のインフラ整備プロジェクト（政府事業・BOT事業）に投融資を行う構想が示唆されている。

今後は、このような既存の枠組みにとらわれない支援の手法についても、関係諸国と十分に議論を重ねつつ、柔軟に検討を行っていく。

(3) 意思決定の迅速化

タイ社会の速い変化やタイにおける協力の必要性に素早くかつ柔軟に対応できるよう、国民への十分な説明責任を果たしつつも、迅速な意思決定、採択を行う。また、要請を受けてから事業実施に至るまでの一連のプロセスについても、迅速なオペレーションを心がける。かかる迅速な対応が可能となるように、現地TFにおいても、タイ側と連携しつつ、早期に案件形成に着手するなど、質の高い案件を形成するよう努める。

(4) 草の根・人間の安全保障無償資金協力等の拡充

NGO等の非政府部門を通じた協力を拡充するために、非政府部門への主要な支援手法である草の根・人間の安全保障無償資金協力、日本NGO支援無償資金協力において、NGO等と連携し、優良案件の形成、モニタリング、広報を、適切にかつ効率的に行う。そのためには現地の人材を補充するなど、実施体制の強化を検討する。

(了)

(別表)我が国の対タイODA実績(1991年度以降)

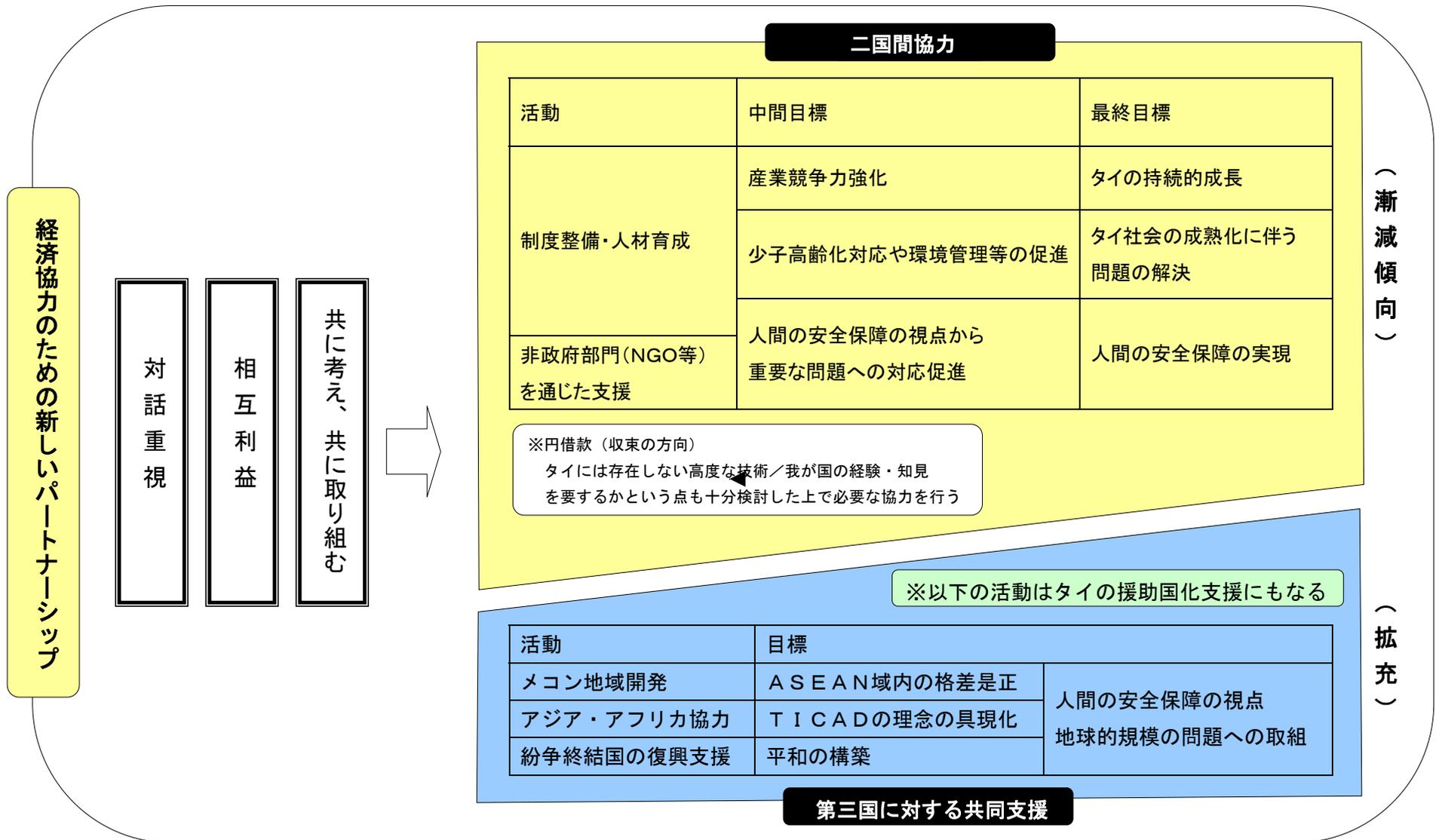
(単位:億円)

年度	円借款	無償資金協力	技術協力	合計
1991年度	846.87	59.53	75.78	982.18
1992年度	1,273.75	32.14	93.41	1,399.30
1993年度	1,044.62	31.45	83.80	1,159.87
1994年度	823.34	0.99	81.02	905.35
1995年度	616.53	1.87	79.78	698.18
1996年度	1,183.81	2.56	95.07	1,281.44
1997年度	1,059.47	2.87	89.05	1,151.39
1998年度	1,475.62	22.59	102.52	1,600.73
1999年度	1,517.90	2.07	66.03	1,586.00
2000年度	956.71	2.48	66.39	1,025.58
2001年度	64.05	3.16	69.25	136.46
2002年度	451.70	3.54	56.77	512.01
2003年度	448.52	4.30	42.96	495.78
2004年度	-	5.00	47.02	52.02

(注)1. 「年度」の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース(ただし、無償資金協力については、2000年度以前は閣議決定ベース)、技術協力は予算年度による。

2. 「金額」は、有償資金協力及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績ベースによる。

対タイ経済協力計画：目標体系図



留意点

地域レベルでの現地機能強化／新たな共同協力の枠組み／意思決定の迅速化
／草の根・人間の安全保障無償資金協力等の拡充